

都 育 第 268 号  
令和2年5月15日

教育・保育施設の利用者の皆様

都城市長 池田 宜永

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育所等の登園自粛のお願いについて

政府の緊急事態宣言後、本市の小中学校は、令和2年4月22日から5月24日まで臨時休業になりましたが、この間は保育所等については、感染予防に留意した上で開所し、お仕事がお休みの場合など、家庭での保育が可能な場合は、登園自粛のご協力をいただくこととしておりました。

5月14日に本県においても緊急事態宣言の解除を受け、本市の小中学校は、5月24日まで臨時休業とし、休業期間中に登校日を設けて再開しているところです。保育所等についても、これまでと同様に開所の取扱いに変更はなく、登園自粛についても令和2年5月24日までとなります。なお、登園自粛については、5月25日からの通常時と同様の運用に切り替えるための準備期間として設けるものであり、強制的なものではありません。

今後も集団発生防止のための3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けるなど、これまでと同様に感染予防対策を徹底していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 期間

令和2年4月22日（水）から令和2年5月24日（日）

2 保育料の取扱い

0歳～2歳児の児童が登園自粛された場合には、理由の如何を問わず、保育料の減額（日割り計算）を行います。保育料の減額の手続きは、施設が行いますので、保護者の皆様の手続きは不要です。

（文書取扱：福祉部保育課保育担当 23-4894）